

岩手県告示第712号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成20年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の名称	保証成分量・その他の規格	生産業者		失効年月日
			氏名又は名称	住 所	
岩手県第 142号	35土壤改良用混合石 灰3号	% アルカリ分 35.0	和賀仙人鉱山株式会社	宮城県登米市中田町上沼 字本宮47番地の2	平成20年5 月26日
岩手県第 166号	ほう素入くみあい68 防散消石灰	アルカリ分 68.0 水溶性ほう素 0.20	和賀仙人鉱山株式会社	”	平成20年5 月27日
岩手県第 153号	顆粒消石灰	アルカリ分 72.0	北上石灰株式会社	秋田県鹿角郡小坂町小坂 字五十刈7番地4	平成20年8 月2日
岩手県第 169号	ほう素入くみあい68 防散消石灰1号	アルカリ分 68.0 水溶性ほう素 0.18	和賀仙人鉱山株式会社	宮城県登米市中田町上沼 字本宮47番地の2	平成20年8 月3日